

一時預かり事業のご案内

制度概要

一時預かりは、保護者が傷病、事故、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ、仕事の都合、里帰り出産などの理由により、お子さんを家庭で育児ができない場合に、保育所等で一時的にお預かりする制度です。

利用対象者

市内在住で保育所（園）等に入所していない生後4か月～小学校就学前の児童

（注1）保護者が里帰り出産で帰省している場合は、市外在住の児童でも利用可

（注2）日曜日・祝日の預かりは、保育所（園）等に入所している児童でも利用可

（利用ができない場合）

- ・ 伝染病、疾病、けが等で日常生活に支障がある場合
- ・ 体調が悪い場合（保育士等による園での投薬はできません。）
- ・ 一時預かり利用時に、医療的ケアが必要な場合
- ・ 集団保育の中では、児童の負担が重過ぎると思われる場合
- ・ 警報発表時。保育中に警報が発表された場合はお迎えをお願いします。



利用日時・施設

別紙、「一時預かり事業施設一覧」をご覧ください。施設により対象年齢や利用可能日時が異なります。また、最大で3園まで利用登録することができます。

利用可能日数

1週間あたり原則3日間以内。複数施設を利用の場合は合算します。

（注3）里帰り出産の場合は、上記条件に加えて、産前8週間及び産後8週間（多胎の場合は産前14週間及び産後10週間）の利用に限ります。

利用料金

利用料：300円/時間

給食代：300円/日（おやつ代含む）

- ・ 利用料金は、直接施設にお支払いください。
- ・ 最低1時間からの利用となります。
- ・ 1時間に満たない利用分については切上げを行います。（例：2時間半の利用⇒900円）

持ち物

帽子、着替え、手拭きタオル、ナフキン、コップなど。すべての持ち物に名前の記入をお願いします。施設により持ち物が異なりますのでご注意ください。



（裏面に続く）

利用方法

- ① 事前にオンライン申請で利用登録をお願いします。なお、利用登録は生後3か月から可能です。
 (注4) 里帰り出産の場合は、「母子健康手帳の写し(保護者名が明示してある表紙と出産予定日が明示してあるページ)」を添付してください。
 (申請書等入力フォーム) <https://logoform.jp/form/en3w/965167>
 (注5) 利用登録申請は原則オンラインとなりますが、情報端末をお持ちでない場合など、書面での申請をご希望の場合は市役所こども政策課にご相談ください。



2次元コード

- ② 申請内容を確認後、市から利用登録通知書をご自宅に送付します(概ね10日程かかります)。

- ③ ご利用希望日の2週間前から前々日までに、施設へ直接お電話で予約してください。

【電話受付時間】

月～金曜日 13:00～16:00 (祝日を除く)

あさひ子ども館のみ火～土曜日 13:00～16:00 (祝日を除く)

※予約開始日が受付時間外の場合、その直前の受付日から開始します。

※持ち物やお弁当の有無は施設等により異なりますので、予約時にご確認ください。

- ④ 当日は、時間までに施設へお越しください。利用料金は、直接施設にお支払いください。

利用施設の変更・追加をしたい場合

利用施設の変更・追加をされる際には、利用登録通知書に記載の登録番号をご確認の上、こども政策課までご連絡ください。

利用予約のキャンセル

キャンセルは、原則利用日前日までに施設へご連絡ください。前日が施設の受付時間外にあたる場合は、その直前の受付日が締切となります。

- 例1:各園で月曜利用をキャンセルする場合 → 前週の金曜日まで
- 例2:あさひ子ども館で火曜利用をキャンセルする場合 → 前週の土曜日まで

※お子さんの体調不良を除き、当日のキャンセルはお断りします。



問合せ先：各務原市役所 こども政策課 (058-383-1555)